平成２３年（フ）第２１９号
埼玉県所沢市こぶし町23番50号
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６３号
広島市西区田方１丁目21番１―807号
債務者　村岡　正司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２８号
広島市南区段原山崎２丁目14番５―１号
債務者　森脇　雅文
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４５号
福岡県宗像市朝町2187番地１コーポ朝町107号、前住所福岡県福津市若木台３丁目18番地の５
債務者　新　　絹代
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７３号
福岡市南区柏原６丁目62番６―1103号
債務者　松岡孝幸こと　松岡　隆幸
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　文浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月１日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４７号
福岡市博多区対馬小路13番35―1206号　沙都和ＢＬＤＧ
債務者　韓　　昌憲
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩熊　豊和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５４号
福岡県朝倉市杷木志波35番地４
債務者　小野　恭祐
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４２号
山形市七日町４丁目15番20号　コア74―302号、前住所山形市あこや町１丁目９番37号
債務者　佐藤　耕次
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
山形市飯田５丁目18番20号　リ・カーヴ205号、前住所秋田県潟上市天王字持谷地58番地38
債務者　原田　純子（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
山形市松山３丁目10番21号
債務者　伊藤　晃一
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３号
山形県村山市楯岡馬場16番11号
債務者　松田　優子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０６号
埼玉県坂戸市薬師町13番地１　クリスタルハイム101号室
債務者　柿崎　　博
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８５号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目703番地の１フラッシングメイドウ105
債務者　岡田　好只
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９３号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目23番３号　ガーデンフラット橋場101、前住所埼玉県比企郡吉見町大字北吉見1641番地187
債務者　島根　孝行
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０１号
埼玉県狭山市入間川３丁目11番10号
債務者　吉川　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林449番地
債務者　西川　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３４号
埼玉県入間市東町７丁目２番３号
債務者　小嶋　理菜
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部